

既認定製品の品目及び再生資源ごとの認定基準及び検査頻度

品目	再生資源の種類	安全性試験項目	分析頻度 ¹	備考	
改良土	建設汚泥・建設残土	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素 全項目 ⁴	年1回 申請時	改良土の認定については 主要な再生資源の受入条件が 土壌環境基準を満足している 場合に限り、また、全項目を 認定基準とします。	
	浄水スラッジ				再生資源 ⁶ (重金属6項目)
	砕石ダスト 脱水ケーキ				
	無機汚泥 (不特定の事業所から発生)	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素 全項目 ⁴	年4回 申請時		再生資源 ⁶ (重金属6項目)
サンドクッション材	溶融スラグ	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素	年1回	再生資源 ⁶ (重金属6項目、ふっ素、ほう素)	
	溶焙焼灰			再生資源 ⁶ (重金属6項目、ふっ素、ほう素、ダイオキシン)	
	コンクリートがら				
	砕石ダスト・脱水ケーキ				
	建設汚泥・建設残土				
	瓦			釉薬の影響が製品に及ばないこと	
	無機汚泥 (不特定の事業所から発生)	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素 全項目 ⁴	年4回 申請時		
路盤材	溶融スラグ	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素	年1回	再生資源 ⁶ (重金属6項目、ふっ素、ほう素)	
	焙焼灰			再生資源 ⁶ (重金属6項目、ふっ素、ほう素、ダイオキシン)	
	コンクリートがら				
	砕石ダスト・脱水ケーキ				
	タイルくず・煉瓦くず				
	廃石膏	再生資源 ⁶ (重金属6項目、ふっ素、ほう素、熱灼減量)			
土壌改良材	浄水スラッジ	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素	年1回	再生資源 ⁶ (重金属6項目)	
コンクリート二次製品	溶融スラグ	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素	年1回	再生資源 ⁶ (重金属6項目、ふっ素、ほう素) 製品の溶出試験について、配合が複数ある場合は、申請時に全配合について分析を行うこと。	
平板ブロック インターロッキングブロック	焼却灰	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素	年1回	再生資源 ⁶ (重金属6項目、ダイオキシン)	
	溶融スラグ、高炉スラグ			再生資源 ⁶ (重金属6項目、ふっ素、ほう素)	
	廃FRP				
緑化基盤材	牛糞 動植物性残渣 木くず・パーク	重金属6項目 ^{2.5} ふっ素・ほう素	年1回		
肥料	牛糞 動植物性残渣 木くず・パーク	肥料取締法6項目 ³	年1回		

上記の検査項目及び頻度については既に認定された製品について委員の意見を確認して示したもので、新たな製品・再生資源の追加や状況の変化に対応して変更していきます。

基準値を超えた場合は、保管されたサンプルを測定する等原因を究明して対策をとり安全が確認できるまでは出荷を停止するとともに、既に販売されたものについては販売先と協議し適切な措置を講ずること。

生産がなくとも年1回は分析を行うこと。再生資源等の性状により、年複数回行う項目については生産がない場合は試験のため生産する必要はないが、生産開始時に行うこと。

サンプルの保管はロットごと又は3ヶ月に1回以上行うことにより、基準値を超えた際のリスクを軽減すること。

- 1 認定基準の分析頻度については最低限必要な回数を示したもので、必要に応じ追加して確認すること。
- 2 重金属類6項目とは平成3年環境庁告示第46号の別表に定める項目のうち カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン のことをいう。
- 3 肥料取締法6項目とは昭和61年農林水産省告示第284号で定める下水汚泥肥料の含有を許される有害成分の最大量(カドミウム、鉛、クロム、砒素、水銀、ニッケル)のことをいう。
- 4 全項目とは平成3年環境庁告示第46号の別表に定める項目(土壌環境基準)のことをいう。
- 5 重金属類6項目及びふっ素、ほう素が認定基準の製品については、製品の性状を知るため申請時にその8項目の含有量の試験を行うこと。また、含有量の基準を超える項目については年4回の頻度で溶出試験を行うこと。
- 6 ()内の項目について再生資源供給者から分析データの提供を受ける等により確認すること。